

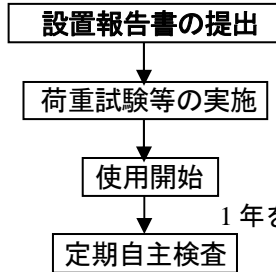
クレーン等の設置・廃止フロー

三成研機株式会社

A.

- つり上げ荷重 0.5 t 以上 3 t 未満のクレーン
- つり上げ荷重 0.5 t 以上 2 t 未満のデリック
- 積載荷重 0.25 t 以上 1 t 未満の工事用エレベータ

所轄労働基準監督署への書類提出は作業所担当者が行う

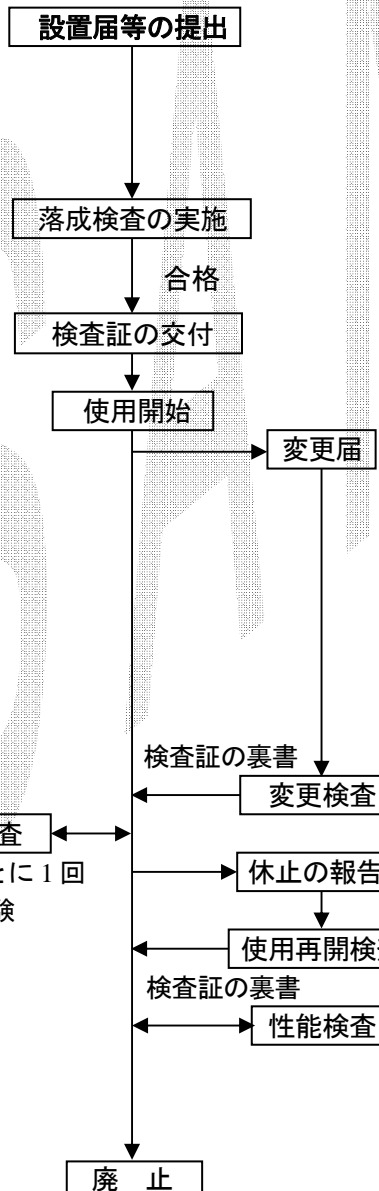


- **設置報告書**…様式第 9 号、25 号、29 号
 - : 事業者（作業所長）が **あらかじめ** 提出
 - : **過荷重試験、安定度試験(転倒のおそれのあるもの)**
 - : 始業点検、月例自主検査
- : 定格荷重による荷重試験の実施

B.

- つり上げ荷重 3 t 以上のクレーン
- つり上げ荷重 2 t 以上のデリック
- 積載荷重 1 t 以上のエレベータ
- ガイドレールの高さ 18m 以上の建設用リフト

- : 設置届の社内審査…
- : 作業計画書の社内審査…



- **設置届**…様式第 2 号、23 号、26 号、30 号
- **明細書**…様式第 3 号、24 号、27 号、31 号
 - 組立図、構造部分の強度計算書、据え付ける箇所の周囲の状況、基礎の概要、走行する範囲、控えの固定の方法等
 - : 事業者（作業所長）が **設置工事の開始 30 日前までに** 提出
- **落成検査申請書**…様式第 4 号
 - : 事業者（作業所長）が提出 (**検査日の 14 日前まで**が望ましい)
 - : **過荷重試験、安定度試験(転倒のおそれのあるもの)**
- : 始業点検、月例自主検査
- **変更届**…様式第 12 号
 - 検査証及び変更する部分の図面を添える
 - : 事業者（作業所長）が **変更工事の開始 30 日前までに** 提出
 - ジブ、脚、塔、搬器その他の構造部分及び原動機、ブレーキ、つり上げ機構、ワイヤーロープ、つり具等を変更する場合
 - マストクライミングあるいはフロアクライミングを行う場合は設置時に所轄労働基準監督署に相談する**（変更届・設置届・落成検査の一部が省略される場合がある）
 - マストクライミング→変更届、フロアクライミング→設置届
- **変更検査申請書**…様式第 13 号
 - : **過荷重試験、安定度試験(転倒のおそれのあるもの)**
- : 休止しようとする期間が検査証の有効期間を経過した後に渡るときに、検査証の有効期間中に報告
- **使用再開検査申請書**…様式第 14 号
 - : **過荷重試験、安定度試験(転倒のおそれのあるもの)**
- **性能検査申請書**…様式第 11 号（建設用リフトは除く）
 - : 検査証の有効期間を更新する場合
 - : **定格荷重試験**
- : **遅滞なく** 検査証を返還

定期自主検査
: 1 年以内ごとに 1 回
: 定格荷重試験